

## 第8回 鹿島市農業委員会定例総会 議事録

1、開催日時 令和4年12月5日(月) 午後1時30分～午後2時50分

2、開催場所 鹿島新世紀センター 2階会議室

3、出席委員 11名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

4、欠席委員 1名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

5、議事日程

①第1 議事録署名委員の指名 5番 中村 博之 委員 6番 小笠原 初男 委員

②第2 報告第 19号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について  
 報告第 20号 農地法第13条の規定による変更申請について(軽微な変更)  
 議案第 33号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について  
 議案第 34号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について  
 議案第 35号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について  
 議案第 36号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画  
 について  
 報告第 21号 農地等形状変更届出について

6、農業委員会事務局職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名
事務局長	田中 宏幸	主 査	田中 莊子
局長補佐	峰松 正典		

◎農業委員出席簿

席順	委員名	出席	席順	委員名	出席
1	下村 和幸	○	7	木下 英春	○
2	中牟田 安彦	○	8	大町 朝子	○
3	針尾 忍	○	9	三原 一義	○
4	馬場 英喜	○	10	藤家 豊次郎	○
5	中村 博之	○	11	山口 和子	×
6	小笠原 初男	○	12	織田 博吉	○
			計	12名	11名

◎農地利用最適化推進委員出席簿

担当地区	農地利用最適化推進委員名	
犬王袋・小舟津・世間・重ノ木・行成・執行分・井手分	森田 英男	
中尾・上古枝・竹ノ木庭・平仁田	小池 了	
江福・龍宿浦・矢答	中村 豊文	
母ヶ浦・西葉	中島 徳明	

## 7. 会議の概要

事務局	<p>定刻よりも少し早いのですが、お揃いのようなので只今から第8回鹿島市農業委員会定例総会を開きます。総会に入ります前に点呼を取らせていただきます。(1番下村委員から12番織田委員まで点呼をし、4番委員と11番委員の不在を確認。4番委員は30分遅れる旨と11番委員は欠席の連絡があり。)本日の出席は現在10名です。定足数に達しています。次に議事録署名人の指名をします。5番の中村委員と6番の小笠原委員にお願い致します。審議に入ります前に議事進行について4点ほど注意致します。1点目ですが、各自意見・質問をされる場合は、必ず挙手をし、議長の指名があつてから、その席で自分の議席番号と氏名を述べ、意見・質問等を全員に聞こえるように簡潔に言ってください。また、議事に関することのみを簡潔にお願い致します。2点目です。議事に入りましてからの私語はこれをきつく禁止と致します。3点目です。市役所内の敷地は指定された場所を除いて禁煙です。審議の進捗状況を見ながら議長の判断により、休憩時間を取り入れていきますのでご協力ください。なお、トイレにつきましては制限ありません。議長席の方へ軽く会釈をしてから退席してください。4点目です。農業委員会等に関する法律第31条に委員の議事参与の制限規定がございますので、提案される議案の中に親族の場合は6親等、姻族の場合は3親等になる者に関連する議案があつて、これを審議・採決するときは特に指示は致しませんが、自主的にこの会議場から退席してください。後でその事実が判明した場合は、許可の取り消しとか罰則を受けることがございますので、ご注意をお願い致します。以上については、個々が自覚し会議場のマナーとしてご協力ください。では、慣例によりまして会長に議長をお願い致します。</p>
会長	<p>改めまして、皆さんこんにちは。いよいよ師走となりました。農作業の方は良い天気が続いていましたので、たまには雨が降って休みたいという話あつたようでございますが、順調に進んだのではないかと思います。急に先週末から寒くなってきましたので、体調を崩されないようにしていただきたいと思っています。</p> <p>先般からお繋ぎをしていました農業者年金加入推進セミナー及び全国農業委員会会長代表者集会に11月30日から12月1日にかけて東京へ行って参りました。県下からはコロナ対策もあつて14名の参加となりました。この全国大会では今度の法改正のこと。新しく農地法の基本政策が変わってきましたので、改めて農業委員会に農業をする人達の目標数値を定めていかなければいけないというのが大会の主旨でありました。しかしながら、どこでも高齢化やそれから(農地が)荒れてしまつてということが専らでございまして、幸い向こうへ行つたときに山下参議院議員に面会することが出来ました。山下議員は現在2期目ですが、今度参議院の農水担当国対副委員長に就任されたばかりですが、大会が終つてから私が個人的に会いに行こうとしたのですが、代議士の方から皆さんに会いたいとおっしゃいましたので、参加者全員で面会することが出来ました。代議士からは具体的な意見を聞いて良かったと聞いております。何かの折にはもっとしっかり我々の気持ちを聞いていただくように繋いでいきたいと思っています。</p> <p>それから今日と明日、皆さんにお諮りしていました通り、ご苦勞ではございますが夜7時から東部地区と西部地区に分けて農業委員会と地区の認定農業者を中心にして、生産組合長さんにも参加をお願いして意見交換会を行いますので、ぜひ出席していただきますようお願いをしておきます。今回は少しスタイルを変えて意見交換だけではなく、資材高騰対策やドローンを使ったスマート農業の繋ぎをしながら、有意義な会議になるようにしたいと思っています。このことを踏まえて、市長さん方へ農業委員会としての意見書を出していきたいと思っています。先月、市民の皆さんとの市長と語る会がありました。私も地元の北鹿島での会に出席しましたが、話題は市民会館や駅前開発、5千円の追加支援のことでした。肝心の1次産業の話が無くて寂しい思いをしていました。今日明日の意見交換会の後に我々の市長さんと語る会を計画していきたいとも思っています。</p> <p>今日もまた最適化推進委員の方には忙しいときにご苦勞いただきましてありがとうございます。最後になりますが、山口副会長は病氣療養されていますが、大分体調も良いということで</p>

	<p>すので、ちょっと遅くなりましたが、総会終了後に私と大町委員と局長で皆さんの代わりにお見舞いに行くようにしていますので、ご了承をいただくことをお願いして挨拶に代えたいと思います。お手許の資料に基づいて進めていきます。本日の議題は議案4件と報告3件であります。報告第19号「農地法第18条第6項の規定による解約報告」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>総会議案・説明資料の1頁から4頁をご覧ください。報告第19号の説明致します。記載のとおり14件となっています。合計40筆で面積が22,186.76平米となっています。内訳は田が22筆で、13,001.76平米です。畑は18筆で、9,185平米となっています。解約事由は双方合意による借人変更のためが1件。借人からの申し出のためが9件。農業再開のためが1件。農地法第5条申請のためが2件。農地法第3条申請のためが1件となっています。</p> <p>なお、借人変更となっている1番は新しい借人の方が決まっております。議案第36号の24番に上がっています。借り人からの申し出のためとなっている9件は新しい借り人が決まっておりません。農地法第5条申請のためとなっている2件は議案第33号に上がっています。農地法第3条申請のためとなっている14番は議案第35号に上がっています。以上で報告第19号の説明を終わります。</p>
議長	<p>解約報告でございますけれども、皆さん方からの意見を賜りたいと思います。何かございますか。</p>
5番委員	<p>4番は借受人と貸出人の姓が違っていますが、実の親子ですか。</p>
事務局	<p>はい。お二人は実の親子という関係です。経営移譲の農業者年金を受け取るために貸借の契約を設定されていましたが、老齢年金だけの年金で良いということで今回解約をされています。そのための農業再開です。</p>
議長	<p>他にございますか。</p> <p>事務局の説明にあった次の借人が決まっている所は良いのですが、決まっていない所の担当の農業委員さんをご承知でしょうか。担当委員はどなたでしょうか。</p>
事務局	<p>2番と3番は●●委員で、5番～11番は●●委員です。</p>
議長	<p>最適化推進委員の方と連絡を取りながら、次の借り手を探してもらおうようお願いします。今後も出てくるかと思えます。最適化推進委員の方と現地を確認しながら、遊休農地とならないようにしていただきたいと思えますので、よろしくお願い致します。</p> <p>他に質問や意見はございませんか。無いようですので報告第19号を終わります。</p> <p>次の報告第20号に移ります。「農振法第13条の規定による変更申請について(軽微な変更)」を議題とします。農林水産課の農政係から説明してください。</p>
農林水産課 農政担当者	<p>農業委員会定例総会にご出席の皆様、お疲れさまです。農林水産課の方から鹿島市農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の軽微な変更が4件あっておりますので報告します。1番について説明します。議案書5頁と位置図1頁をご覧ください。申請地は大字●●字●●●●番の一部です。地目は畑で、面積は379平米の内160平米です。変更の目的は農業用倉庫となっています。申請人は所有者の●●●●さんです。関係者の同意として区長・生産組合長、担当農業委員からの同意がございました。農地区分は1種となっています。また、当該地は圃場整備、多面的機能支払交付金制度の対象農地となっていますので、補助金返還の確約書が提出されています。軽微な変更の理由ですが、現在屋根付きの農機具置場がなく、農機具が雨に濡れることを防ぐため、屋根付きの農業用倉庫を建設するためとなっています。</p> <p>2番について説明します。位置図は2頁をお開きください。申請地は大字●●字●●●●番の一部で、地目は田です。面積は5,660平米の内321平米となっています。前回除外の申請で一般住宅を7月の総会に議案としてお願いしましたが、その追加案件となっています。申請人は所有者の●●●●さんです。関係者の同意として区長・生産組合長、担当農業委員の同意がございました。農地区分は2種となっています。既に農機具収納舎が建ってお</p>

	<p>りますので始末書の提出がされています。始末書を読み上げます。(始末書の読み上げ)以上です。</p> <p>続いて3番です。議案書・位置図ともにそのままの頁です。申請地は大字●●字●●●●●番地の一部です。地目は畑で、面積は2,022平米の内190平米となっています。変更の目的は農機具格納庫となっています。申請人は所有者の●●●●●さんです。関係者の同意として区長・生産組合長、担当農業委員の同意がございませぬ。農地区分は2種となつていません。軽微な変更の理由ですが、申請人は現在屋根付きの農機具置場がなく、今回の変更の計画を立てられました。</p> <p>続いて4番です。位置図は3頁をご覧ください。申請地は大字●●字●●●●●番●です。地目は畑で、面積は148平米となっています。変更の目的は堆肥舎です。申請人は所有者の●●●●●さんです。関係者の同意として区長・生産組合長、担当農業委員の同意がございませぬ。農地区分は2種です。軽微な変更の理由ですが、今後果樹生産のための堆肥を置いておくための変更計画を立てられました。また、申請地は既にコンクリートを打たれているために始末書の提出もされています。始末書を読み上げます。(始末書の読み上げ)以上です。申請者は現在こちらの佐賀堆肥利活用スイッチ補助金を使うように手が上がっている状況です。この補助金での事業は令和5年2月中旬までに竣工しなければなりませんので、よろしくお願ひ致します。</p> <p>以上4件共に既に11月15日付け鹿島市告示第88号で公告いたしまして、11月16日付けで報告し、申請人へ軽微な変更の許可について通知を行うところとなっています。これで報告を終わります。</p>
議 長	<p>一括して農林水産課より説明がありました。1番・2番・3番は私が担当ですので、現地調査報告を致します。1番の●●君はこれまで田んぼの中に簡易なハウスを建てて農機具を収納されていましたが、正式に格納庫を建てたいとのこと。2番と3番の●●さんは孫の住まい家を建てる計画は農振除外の申請がありましたが、今回は息子が農機具を収納するための倉庫等の申請がされていなかったものを改めて申請するということですので、よろしくお願ひ致します。4番は私の担当ではありませんが、化学肥料高騰の折に堆肥を使った果樹栽培を行うとの計画です。今後はこのようなことも考えて行く必要があるのかなと思います。皆さん達のご意見を伺いながら進めていきたいと思ひます。何かございませぬでしょうか。よろしいでしょうか。これで報告第20号についてはこれで終わりと致します。</p>
	(農林水産課 農政担当者、退室)
議 長	<p>それでは議案に移ります。議案第33号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>総会議案・説明資料の6頁をご覧ください。番号1について説明いたします。位置図の4頁も併せてご覧ください。土地の所在は●●字●●●●●番地●、●●番地●、●●番地●、●●番地●の4筆でございませぬ。これら4筆の内3筆は7月の総会で農振法の申請が報告されていました。登記地目は4筆共に畑で、現況地目は3筆が樹園地で●●-●だけが畑です。登記面積はそれぞれ400平米、289平米、255平米、337平米で合計が1,281平米になります。譲受人は●●区の●●●●●さん、72歳の方です。譲渡人はお二人で●●区の●●●●●さん、70歳の方と同じく●●区の●●●●●さん、70歳の方です。転用の目的は植林です。その概要は杉120本と檜30本を植える計画になっています。農地区分は2種農地です。周囲の状況ですが、上段の2筆については東が畑。西が山林。南は畑。北は畑となっています。下段の2筆については東が畑(荒廢地)。西が山林と畑(荒廢地)。南は畑。北は畑となっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議してありで条件はなしとなっています。番号1の説明は以上です。</p>
議 長	それでは担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	申請地は元は畑だったのですが、雑木やら竹が生えた荒廢地で畑に戻すには相当な労

	力を要します。●●●●が植林して有効活用されるには良いのではと思います。以上です。
議 長	<p>ここは7月の総会で農振除外の審議を行った所です。今回改めて杉・檜を植林して山林に転用する申請となっています。皆さんから何かご意見・質問はありませんか。よろしいでしょうか。</p> <p>(はいという声あり。)</p> <p>それでは採決したいと思います。1番に賛成の方の挙手を求めます。</p>
	(全員挙手)
議 長	<p>賛成全員により処理させていただきます。</p> <p>2番の説明を求めます。</p>
事務局	<p>番号2について説明します。位置図は5頁をお開きください。本日の資料は4頁に駐車場の配置図が載せてありますので参考にしてください。土地の所在は大字●●字●●●●番地●でございます。これも7月の総会で農振法の変更申請が報告されていきました。登記地目・現況地目共に畑です。登記面積は146平米です。譲受人は●●区です。譲渡人は●●区の●●●●さん、86歳の方です。転用の目的は露天駐車場です。その概要は4台分の駐車場66.00平米、進入路ほか80.00平米となっています。農地区分は2種農地となっています。周囲の状況ですが、東は雑種地。西は道路(市道)。南は道路(公衆用道路)。北は宅地(公民館)となっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで、条件はなしとなっています。番号2の説明は以上です。</p>
議 長	担当委員から現地調査報告をお願いします。
担当委員	ここは譲渡人の方が千菜畑として使われていました。高齢のため耕作できないので●●区に寄付をされます。
議 長	寄付されるのですね。担当の●●最適化推進委員から補足等はありませんか。
担当 推進委員	●●農業委員の説明の通りです。敢えて言いますと、譲渡人の自宅は申請地の西側で市道を隔てた隣でした。
議 長	皆さんから質問・意見はございませんか。無いようですので採決します。2番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	賛成全員により先に進めさせていただきます。3番の説明を求めます。
事務局	<p>番号3について説明します。位置図は6頁と本日の資料3頁をご覧ください。土地の所在は●●字●●●●番地●、●●番地●、●●番地●の3筆でございます。登記地目・現況地目3筆共に田です。登記面積はそれぞれ582平米、7.76平米、20平米で合計609.76平米になっています。この申請に当って分筆登記されています。譲受人は●●区の●●●●さん、38歳の方です。譲渡人はお二人で●●区の●●●●さん、66歳の方と●●区の●●●●さん、71歳の方です。転用の目的は一般住宅・車庫となっています。その概要は居宅1棟69.56平米、車庫1棟57.96平米、6台分の駐車場108平米、進入路ほか374.24平米となっています。農地区分は2種農地です。周囲の状況ですが、東と西と北は田。南は水路を挟んで道路となっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで、条件はなしとなっていますが、浄化槽の排水箇所の中で条件を付けられているようです。市の都市建設課に公有水面占用許可申請、水路形状変更承認申請、道路占用許可申請が出されています。番号3の説明は以上です。</p>
議 長	それでは担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	先程の事務局の説明で条件のことを言われましたが、合併浄化槽の排水のことで注文が付いています。本日の資料3頁で説明します。申請地の南側に東西に渡って道がありますが、この道の北側と南側に水路があります。雨水については道路北側の水路へ流して良い

	<p>のですが、合併浄化槽の排水は道路を横断して南側の水路に流すように条件が付いています。北側の水路は申請地の東側に田んぼがあって、そこへの用水路になっているためにこのような条件が付いています。</p> <p>また、駐車場を広く取っており、敷地面積も広がっているのは譲受人が●●さんであるため、●●の時も使いたいという意向のため標準よりもかなり広く購入されています。以上です。</p>
議 長	ありがとうございました。皆さんから質問や意見はございませんか。
5番委員	総会前の現地調査で現場を確認しましたが、現地は北から東にかけて石積があつたと記憶していますが、そこはL型擁壁に作り替えられるのでしょうか。
事務局	北から東側には石積がありますので、この上にコンクリートブロックを積まれます。西と南側はL型擁壁を並べて土留めとされるように設計されています。
議 長	他にありませんか。
7番委員	合併浄化槽の排水は道路南側の水路に流されるということですが、この水路は田んぼの用水として利用はされないのでしょうか。
担当委員	この水路は直接田んぼへの用水にはなっていません。東の浜川の方へ流れていきますが、その手前に市道があり、これに沿って流れる水路へ流れ込みます。
事務局	申請地がある集落の田んぼへの用水とはなっていませんが、下流域集落の田んぼへは用水されています。
7番委員	この条件はこの付近の田んぼの所有者とか耕作者からの要望ですね。
議 長	他にはありませんか。
2番委員	申請地付近は1種ではなく、2種農地になるのですか。
事務局	申請地の西側に●●がありますが、これの西側に県道が南北に走っています。県道の東側は圃場整備がされていません。この県道で分断されていて、農地の広がりもありませんので2種農地と判断しています。県道の西側は圃場整備がされていますので、1種農地になります。
2番委員	ここは圃場整備されていないのですね。耕作はされているのですか。
事務局	表作だけは作られています。
2番委員	将来的にも水稻は作られるのでしょうか。
事務局	今回宅地化の申請がされましたので、後に続く方が出てくる可能性は高いと思います。
	(4番:馬場委員 到着)
議 長	他にありませんか。無いようですので採決します。3番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成により処理させていただきます。 4番に進みます。事務局の説明を求めます。
事務局	番号4について説明します。総会議案・説明資料の7頁と位置図は戻って3頁をご覧ください。この案件は祖父と孫の間で使用貸借権が設定されます。土地の所在は大宇●●字●●丙967番地2でございます。登記地目・現況地目共に畑です。登記面積は148平米です。借受人は●●区の●●●●さん、42歳の方です。貸出人は同じく●●区の●●●●さん、93歳の方です。転用の目的は堆肥舎です。その概要は堆肥舎1棟52.38平米と進入路ほか95.62平米となっています。農地区分は2種農地です。周囲の状況ですが、東と北は畑。西は道路。南は道を挟んで畑となっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで、条件はなしとなっています。なお、始末書が提出されています。番号4の説明は以上です。
議 長	始末書を読み上げてください。
事務局	(始末書の読み上げ。)
議 長	それでは担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	現地は以前から無届で堆肥置場として利用されてきましたが、循環型社会のことを考える

	<p>といいことをされてきたと思います。化学肥料が高騰する中で、このように堆肥を利用した営農が増えてくるかと思います。ただ、管理だけはしっかりやってもらうように現場で申請人の方と話しました。</p>
議長	<p>担当の最適化推進委員の●●さんから何か補足等はありませんか。</p>
担当 推進委員	<p>現地の確認だけはしております。特に補足することはありません。</p>
議長	<p>皆さんからの質問やご意見があればお願いします。 堆肥をたくさん積み過ぎて流れ出さないように注意してくださいとお伝えしてください。 無いようですので採決します。4番に賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成により処理させていただきます。 次に移っていきます。議案第34号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>総会議案・説明資料は8頁をご覧ください。位置図は7頁を併せてご覧ください。 土地の所在は大字●●字●●●●番地、同じく●●番地●、同じく●●番地の3筆でございます。登記地目・現況地目3筆共に畑となっています。この件については農振除外の審議を昨年の12月と今年の7月に2度に分けて審議していただいています。 何故2度の審議になったのは隣接耕作者の同意がまとめて取れなかったためです。登記面積はそれぞれ508平米、953平米、421平米で合計1,882平米となります。申請人は●●町の●●●●さん、85歳の方です。農地区分は2種農地です。転用の目的は植林です。クヌギを525本が既に植えられています。周囲の状況ですが、東は道路。西は水路。南は道路と畑。北は水路を挟んで田(荒廃農地)となっています。備考欄に記載のとおり関係部署との協議はしてありまして、条件はなしとなっていますが、始末書を提出してあります。番号1の説明は以上です。</p>
議長	<p>始末書を読み上げてください。</p>
事務局	<p>(始末書の読み上げ。)</p>
議長	<p>ここで担当委員の現地調査報告をお願いします。</p>
担当委員	<p>申請地への道は草が生い茂っていたので、足を踏み入れてはいませんが、道を挟んだ所から確認してきました。現地には確かにクヌギの苗が植えられていました。ただ、かなり大きかったので3~4年経っているのかなと思っていました。</p>
議長	<p>●●最適化推進委員からご存知のことがあれば発言をお願いします。</p>
担当 推進委員	<p>最適化推進委員になる前、たぶん今年の3月に偶然この付近を通りまして、植林されているのを見かけました。結構成長した苗が持ち込まれていました。周囲の農地は荒れていますので、有効利用するには植林するのもよろしいかと思います。ここは道も付いていますので、管理もしやすい環境です。</p>
議長	<p>利用が出来ない山間部にある農地は山に戻すことは大事だと思います。ただ、届出だけはきちんとしていただきたいと思います。皆さんから何か質問や意見はありませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) 特に無いようですので採決します。1番に賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>賛成全員により処理させていただきます。 事務局から2番についての説明を求めます。</p>
事務局	<p>2番について説明します。位置図は8頁を併せてご覧ください。土地の所在は大字●●字●●●●番地でございます。登記地目・現況地目共に畑となっています。登記面積は194平米です。申請人は●●市の●●●●さん、60歳の方です。農地区分は3種農地です。転用の目的はカーポート及び庭となっておりまして、カーポートが44.20</p>

	平米、庭が138.67平米、進入路ほかが11.13平米となっています。周囲の状況ですが、東西南北全て宅地となっています。備考欄に記載のとおり関係部署との協議はしてありまして、条件はなしとなっていますが、始末書が提出してあります。番号2の説明は以上です。
議 長	始末書を読み上げてください。
事務局	(始末書の読み上げ。)
議 長	担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	周囲は全て宅地として開発されていますので、周囲への影響はありません。
議 長	担当の●●最適化推進委員から何かございますか。
担当 推進委員	いいえ。特に言うことはありません。
議 長	皆さんから何か質問やご意見はありませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) それでは採決します。2番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
	賛成全員によりまして先に進めます。 以上で議案第34号は終わります。議案第35号に移ります。「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料の9頁をご覧ください。1番について説明致します。位置図は9頁も併せてご覧ください。土地の所在は●●字●●●●番●●でございます。登記地目・現況地目共に畑となっています。登記面積は637平米です。譲受人は●●区の●●●●さん、64歳の方です。譲渡人は●●区の●●●●さん、68歳の方です。譲受及び譲渡理由は経営規模の拡大と農業廃止となっています。譲受人の方はサツマイモか栗・柿・梅のいずれかの果樹を栽培したいとおっしゃっています。農地法第3条の現地確認調書につきましては、●●委員と●●農地利用最適化推進委員で行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当委員より署名・押印がぁっているところでございます。説明は以上です。
議 長	担当委員から何か補足での説明はございますか。
担当委員	申請地は譲渡人のお父さんがミカンを栽培されていましたが、亡くなられてからは耕作放棄地となっていました。譲渡人の方は農地を処分することを考えられていまして、親戚である譲受人の方に相談されたようです。
議 長	以前はミカンを作られていたのですね。
担当委員	十何年前まではお父さんがミカンをされていまして。現地には今は竹が覆っていて分かりづらくなっていますが、段々畑になっています。
議 長	きちんとした営農計画を立てるように譲受人には伝えてください。皆さんから何か意見や質問はありませんか。
11番委員	譲受人の方は田んぼの一部を利用権設定されて作ってもらわれていますが、農地を買うことが出来るのでしょうか。
事務局	1筆だけ利用権を設定して作ってもらわれています。面積的には1反ありません。ただ、お互いで田んぼの貸し借りをされています。そこは作ってもらった方が集約できて、農作業の効率が上がるからです。
議 長	そのような理由があるのであれば大丈夫でしょう。ちなみに面積はいくらとくらになっていますか。
事務局	824平米と938平米です。
議 長	通常であれば農地を作ってもらっている方は農地を買うことはできませんが、集約の面とか作業効率から作ってもらった方が良い場合があります。今回の申請も皆さんの承認を得て認めるということにしてよろしいでしょうか。

	(はいと声あり。) 他にありませんか。無いようですので採決します。1番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	賛成全員により許可することに致します。 2番の説明を求めます。
事務局	2番について説明いたします。位置図は10頁をお開きください。土地の所在は大 字●●字●●●●番地●でございます。登記地目・現況地目共に畑となっています。 面積は334平米です。譲受人は●●区の●●●●さん、74歳の方です。譲渡人は同じ く●●区の●●●●さん、85歳の方です。譲受及び譲渡理由は小作地の売買です。農 地法第3条の現地確認調書につきましては、●●農業委員と●●農地利用最適化推進委員 で行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名・押印がぁっているところでご ざいます。説明は以上です。
議 長	担当委員から何か補足での説明はございますか。
担当委員	お二人は隣同士ですが、農地は譲受人の家の横にあります。これまでは利用権を設定し て小作をされていましたが、譲受人の方が高齢で先が長くはないということで売買されます。
議 長	担当の●●最適化推進委員から何かございますか。
担当 推進委員	私はてっきり譲受人の千葉畑だと思っいてまして、譲渡人の方は後継者もおられないの で、譲られるのが一番良いと思います。
議 長	参考に売買価格を教えてください。
事務局	1筆●●万円となっています。
議 長	皆さんから質問・意見はございませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) それでは採決します。2番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	ありがとうございました。賛成全員により許可することと致します。 次に移っていきます。議案第36号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用 地利用集積計画について」を議題とします。この案件は一括して審議致します。事務局の説 明を求めます。
事務局	次に議案第36号について説明いたします。総会議案・説明資料は10頁から13頁 までとなっています。この案件につきましては1議案で24件でありまして、12頁 の17番から20番はあっせんによる所有権の移転です。今総会後に所有権が公社か ら買い手の方に移ることになります。その予定日は12月13日の予定です。13頁 の21番から24番は農地中間管理機構との貸借となる案件です。 利用権設定されている案件が1番から16番までの16件です。この16件のう ち、新規が6件。再設定(更新)が10件となっています。そのうち、使用貸借権の 設定は1件で、賃貸借権の設定は15件です。賃貸借権の設定15件のうち、現金扱 いが3件で、物納扱いが12件です。契約期間については、10年が5件、5年が1 0件、3年が1件となっています。なお、使用貸借権の設定は2番の1件のみです。 これは更新の案件となっています。 農地中間管理機構との貸借は4件で、4件全て金銭での賃貸借権の設定となっいて います。契約期間は15年が1件、5年が3件となっています。 議案第36号の説明は以上です。
議 長	自分が担当されているところは事前に確認をいただいているものと思っいています。何か質 問・意見はございませんか。よろしいでしょうか。 無いようですので採決します。議案第36号に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)

議 長	<p>全員賛成により議案第36号は決定することと致します。          それでは報告第21号「農地等形状変更届出について」を議題とします。1番の説明を求めます。</p>
事務局	<p>報告第21号について説明いたします。総会議案資料の14頁をご覧ください。位置図は10頁も併せてご覧ください。この案件は先月も審議していただきましたが、本当に耕作されるのかの意思確認をした方が良いのではないかとのことでした。現地は作付けをするために、背丈ほどあった草刈りを終えられています。土地の所在は大字●●字●●●●番●と●●番●でございます。2筆共に地目は田で、面積は800平米と1,040平米です。届出人は所有者の●●●●●さんで、●●区の方です。形状変更の事由及び変更後の利用目的ですが、申請地は水利が悪く、水田としての利用ができないので、畑に転換して柿を作るとおっしゃっています。現地には盛土を行う予定はないとのことです。周囲の状況ですが東は畑。西は宅地。南は水路を挟んで山林・原野。北は道路を挟んで畑となっています。東側の畑は荒廃農地です。ここは農振農用地となっていて、地元との協議はしてありまして、条件は無しとなっています。説明は以上です。</p>
議 長	<p>担当の●●委員と●●最適化推進委員は現地確認ためや所有者の意思確認を何度もしていただきまして、ありがとうございました。酷い荒れ具合でしたので本気で作付けをされるのか隣にお住まいの方も不安に思われていました。草払いをされた後に私も現地を確認しました。了解しない訳にはいかないと思いました。皆さんからの意見をお伺いしたいと思います。何かございませんか。特に無いようでございますので、●●最適化推進委員にはこの後のこともよろしく願いをしておきたいと思っております。</p> <p>採決します。報告第21号に賛成される方の挙手を求めます。</p>
	(全員挙手)
議 長	<p>賛成全員により許可することと致します。それではこれで報告第21号を終わります。以上を持ちまして、本日提出された報告・議案についての審議を終わります。</p>
(午後2時50分終了)	

	<p>この会議録は、委員会書記をもって記録せしめたもので、その内容は正当なものと認め、ここに署名委員とともに署名する。</p> <p>令和4年12月 5日</p> <p>鹿島市農業委員会</p> <p style="text-align: right;">会 長 <span style="float: right;">(印)</span></p> <p style="text-align: right;">5番委員 <span style="float: right;">(印)</span></p> <p style="text-align: right;">6番委員 <span style="float: right;">(印)</span></p> <p style="text-align: right;">事務局長 <span style="float: right;">(印)</span></p>
--	--